

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国家公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、育児休業をした職員の職務復帰後における給料の号給の調整に係る取扱いが改められたことから、本県においても同様の措置を講ずる。

2 条例の概要

- (1) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、給料の号給を調整することができるものとする。(現行 育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして調整)
- (2) 施行期日は、公布の日とし、改正後の規定は、平成19年8月1日(国家公務員の育児休業等に関する法律等の改正の施行日)から適用する。
- (3) 所要の経過措置を講ずる。

【参考】

地方公務員の育児休業については、国家公務員の給与の取扱いに関する事項を基準として、職務に復帰した場合の給与の取扱いに関する措置を講じなければならないとされている。(地方公務員の育児休業等に関する法律第8条)

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地域による主体的かつ計画的な企業立地の促進等の取組を支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的とする企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「法」という。)が施行され、法に定める要件に従い不動産取得税の課税免除等を行った場合には、地方交付税による減収補てん措置が講じられることとなった。
- (2) (1)にかんがみ、企業立地を行おうとする事業者が取得した法に規定する特定事業のための施設(以下「対象施設」という。)について不動産取得税を課税免除することにより、県内産業の振興及び雇用の創出を支援する。

2 条例の概要

(1) 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正

ア イの要件を満たす対象施設を、法の規定による基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年内に設置した事業者については、次に掲げる家屋又は土地の取得(同意日以後の取得に限る。)については、不動産取得税を課さない。

(ア) 当該対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)の取得

(イ) (ア)の家屋の敷地である土地の取得(当該取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)

イ 課税免除の対象業種及び適用要件

業 種	対象施設の用に供する家屋、土地等の取得価額の合計額
製造業	5億円超
情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業及び自然科学研究所	3億円超

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

(1)に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成20年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について、産業廃棄物処分場税を課している。
- (2) この税の目的、引き続き施策を実施する必要性等にかんがみ、(1)の適用期間を延長する。
- (3) 狩猟者の登録を受ける者が、県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合に適用する狩猟税の税率を規定する。
- (4) 県外の者その他の証紙を購入することが困難な者が狩猟税を納付する場合の取扱いを規定する。

2 条例の概要

- (1) 産業廃棄物処分場税の課税の対象となる産業廃棄物の最終処分場への搬入の期間を、平成25年3月31日までとする。
- (2) 狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者の登録に係る狩猟税の税率は、次のとおりとする。
 - ア 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 11,000円
 - イ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円
- (3) 狩猟税の証紙徴収の手続において、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者は、出納員の管理する口座に証紙の額面金額に相当する現金を振り込むことにより、鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができることとする。
- (4) 施行期日は、規則で定める日とする(1)を除き、公布の日とする。
- (5) 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 温泉法の一部が改正され、温泉の掘削等の許可を受けた者である法人又は個人について、知事に申請して、その承認を得ることにより、合併、相続等の場合における地位の承継等ができることとされた。
- (2) (1)に伴い、温泉の掘削等の許可を受けた者の地位の承継に係る承認の事務について手数料を徴収することとする。

2 条例の概要

- (1) 土地の掘削等の許可を受けた者の地位の承継に係る承認の事務について、次のとおり手数料を徴収する。

区分	単位	金額
土地の掘削の許可に係るもの	1件につき	7,400円
ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可に係るもの	1件につき	7,400円
温泉の利用の許可に係るもの	1件につき	7,400円

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年10月20日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

都市計画法の一部が改正され、国、都道府県等が行う開発行為等も許可を要することとされ、当該許可の特例としての協議制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の許可に係る国、都道府県等との協議の事務を当該許可の事務を既に移譲している市及び町に移譲する。
 - ア 都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可
 - イ 市街化調整区域のうち開発行為の許可を受けた土地以外の土地における建築物の新築等の許可
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年11月30日とする。

鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 鳥取県特別医療費助成制度について、今後も安定した持続可能な制度とするため、当該制度の対象となる障害者に対しても所得に応じ、一部負担を求めることとする。
- (2) 少子化対策及び子育て支援の一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、小児に係る助成対象を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 低所得者に対する入院時の食事療養に係る費用の助成を廃止する。
- (2) 医療費の助成の範囲を次のとおり見直す。
 - ア 次の表に定める基準額以上の所得のある障害者及び65歳以上75歳未満の障害者で、後期高齢者医療制度の被保険者の認定を受けるための手続を行わない者については、助成の対象外とする。

扶養親族等の数等	基準額
扶養親族等がないとき	1,595,000円
扶養親族等の数が1人のとき	1,975,000円
扶養親族等の数が2人のとき	2,355,000円
扶養親族等の数が3人以上のとき	2,355,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

イ 次に掲げる障害者（自立支援医療未申請者を除く。）については、被保険者等負担金の助成に要する経費の2分の1に相当する経費の全額を助成する。

- (ア) 市町村民税世帯非課税者
- (イ) 境界層該当者

ウ ア及びイに掲げる者以外の障害者については、1保険医療機関ごとに被保険者等負担金の助成に要する経費から総医療費の1割に相当する額（当該額が次の表の月額負担上限額を超える場合にあっては、当該月額負担上限額とする。この場合において医療を受ける者が自立支援医療の高額治療継続者に該当するときは、その該当する自立支援医療の種類（育成医療、更生医療及び精神通院医療）に係るものの一部負担金の額は、0円とする。）を控除した額の2分の1に相当する額を助成する。

対象者	月額負担上限額	
	入院の場合	入院以外の場合
(ア) 市町村民税が課されていない者	5,000円	1,000円
(イ) (ア)以外の者	10,000円	2,000円

エ 特定疾病、ひとり親家庭及び小児のうち、低所得者世帯については、同一の月に同一の保険医療機関において16日以上入院をしたときは、16日目以降の入院に係る一部負担金の額は、0円とする。

オ 小児の通院に係る助成対象年齢を5歳未満から小学校就学前までに拡大する。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例の廃止について

1 条例の廃止理由

都市計画法の一部が改正され、市街化調整区域における開発行為に係る許可基準のうち、開発区域の面積が一定の面積を下らないこと等を要件とするものが廃止されたことに伴い、当該一定の面積を定めた都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例（以下「条例」という。）を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 条例は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成19年11月30日とする。